**令和３年度　甲種防火管理再講習案内**

　消防法施行規則第２条の３第１項の規定に基づきで甲種防火管理再講習を次のとおり実施します。

　消防法施行令第４条の２の２第１号の防火対象物の防火管理者が対象となります。

**講　習　日　時**

**・**令和　３年　５月１９日（水）

・受付時刻　１３時００分　～　１３時２５分

・講習時間　１３時３０分　～　１６時００分

**講　習　会　場**

・北斗市中央２丁目６番６号

　南渡島消防事務組合消防本部　２階講堂

**申　込　方　法**

・申込期間

**令和　３年　４月１２日（月）～　４月１６日（金）**

・直接申込

　申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記の場所へ申込書をご提出ください。その他、詳細は下記の連絡先へお問い合わせください。

１．消防本部　　消防課消防係　　　　　　　　北斗市中央2-6-6

２．北斗消防署　予防課予防係　　　　　　　　北斗市中央2-6-6

３．七飯消防署　予防課予防係　　　　　　　　七飯町桜町2-3-1

４．鹿部消防署　予防課予防係　　　　　　　　鹿部町字宮浜286-1

・メール申込

　申込書をダウンロードし、必要事項及び件名に「**甲種防火管理再講習申込について**」と入力し、下記のメールアドレスへ**Excel様式**にて申込書を送付ください。

　南渡島消防事務組合消防本部　消防課消防係　宛

h-shoubou@minamioshima-syoubou.jp

・甲種防火管理講習（再講習）申込書提出時に**甲種防火管理講習修了証又は甲種防火管理再講習修了証の写し**を添付してください。

**受　講　料**

・受講料（テキスト代）　**￥１，５００**

　当日の受付時に受講料を徴収いたします。

（つり銭のないよう御協力をお願いいたします。）

**その他**

・**新型コロナウイルス感染防止のため、受講者はマスク着用及び手指の消毒にご協力いただきます。**

・**会場は、定期的に換気及び消毒を実施し、感染防止に留意いたします。**

・**受付時、検温を実施いたします。その際、発熱及び体調不良がある場合には受講をご遠慮させていただく場合がございます。**

・**ソーシャルディスタンスの観点から、受講者が増えた場合には受講できない場合もございます。**

・その他、詳細は下記の連絡先へお問い合わせください。

１．消防本部　　消防課消防係　　　　　　　　　TEL　0138-73-5130

２．北斗消防署　予防課予防係　　　　　　　　　TEL　0138-73-3191

３．七飯消防署　予防課予防係　　　　　　　　　TEL　0138-65-2244

４．鹿部消防署　予防課予防係　　　　　　　　　TEL　01372-7-3331

**〇どんな防火対象物が対象か？**

消防法施行令別表第１に掲げる（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ及び（１６の２）項の防火対象物で、収容人員が３００人以上のものが対象となります。

**〇甲種防火管理再講習の受講期限は？**

甲種防火管理再講習の受講期限については、以下の２つの場合があります。

１．防火管理者に選任された日の４年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から１年以内に受講して下さい。

２．前１以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内に受講して下さい。

上記１．の場合

１年以内

４年より長い

５年以内

５年以内

上記２．の場合

４年以内

５年以内

５年以内

５年以内

：甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の課程を修了した日

：防火管理者に選任された日

：直近の新規講習又は再講習日以降の最初の４月１日